

公 告

武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事 (光ケーブル) に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和2年2月3日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 藤本 幸司

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本基本協定は、武雄河川事務所の直轄管理区間及びその周辺において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材（電気通信関係資機材）、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法を定め、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定区間

基本協定対象区間は、下記のとおりとする。

協 定 対 象 区 間
武雄河川事務所直轄管理区間及びその周辺

(3) 作業内容 主な作業内容は光ケーブルの災害復旧等

(4) 協定期間 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の技術者、資機材保有状況及び工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結業者を選定する。また、選定された業者との協定については、「武雄河川事務所」と令和2年4月に設置される「佐賀河川事務所」の両事務所と協定を締結することを想定している。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局における通信設備工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (5) 平成17年度以降に、佐賀県内、福岡県内又は長崎県内における国、県、市町村等発注の光ケーブル敷設工事の実績があること。
- (6) 九州地方整備局の管轄区域の内、佐賀県、福岡県又は長崎県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体（経常共同企業体を除く。）で参加資格を満足する者を対象とする。
- (7) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745（電話 0954-23-7939）
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所
担当： 防災情報課長（内線281）
防災情報係長（内線282）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和2年2月3日（月）から令和2年2月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所： 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課
〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1-34
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所佐賀庁舎 施設管理課
- ③ 交付方法： 手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和2年2月3日（月）から令和2年2月26日（水）までの土曜日、日曜日

及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 提出場所：上記3.(1)に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。